

(1) 訪問入浴 料金について

	介護保険対象		合計 (単位)	利用者負担額 (円) (1割負担の場合)
	基本単位	サービス提供体制強化加算 (I)		
入浴	1,266	44	1,310	1,310
清拭または部分浴	1,139	44	1,183	1,183

負担割合につきましては、各自負担割合証をご確認ください

【加算】

○初回加算 (200単位)

新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、初回の訪問入浴介護を行った場合加算

○看取り連携体制加算 (64単位/回)

対象者のみ加算

○サービス提供体制強化加算 (I) (支給限度額管理対象外)

職員体制、研修、会議等の法定諸条件を満たす事業所として加算

○介護職員等処遇改善加算 (所定単位の10.0%)

○特別地域加算 本事業所は、厚生労働大臣が指定する山間地域となっており、利用料金の15%が加算されます

(2) 支払い方法

利用料金は、1か月ごとに算定し、請求いたしますので、翌月末日までの下記のいずれかの方法でお支払いください

1.指定口座への振り込み			
①	大船渡市農協	世田米支店 (普)	4170744
②	ゆうちょ銀行	(普)	02200-3-55240
2.口座からの自動引き落とし ※ 引き落としの口座の届け出が必要です			
ご利用可能金融機関		① 大船渡市農協	28日引き落とし
		② ゆうちょ銀行	休日の場合、翌営業日

住田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所

年 月 日 署名

---

代理人

---

